

2011年2月10日

内閣総理大臣 菅 直人 殿

高病原性鳥インフルエンザ対策に関する提言

民主党高病原性鳥インフルエンザ対策本部

本部長 岡田克也

1. 本病の発生が確認された場合には、今後とも、殺処分・焼埋却等の初動防疫措置を迅速に進めること。
2. 全国の養鶏農場・養鶉農場等に対して、例外なく、農場出入りに際しての消毒、防鳥ネットの整備等の飼養衛生管理を徹底させるよう、強力に指導すること。
また、防鳥ネット等の整備が必要な場合には、適切な財政支援を行うこと。
3. 養鶏農場・養鶉農場等の防疫体制の強化に資するため、疫学調査による感染経路の究明を行うこと。
4. 各地で野鳥での感染報告が確認されているが、環境省が中心となって、野鳥から家きんへの感染リスクが特に高い地域・時期等を明らかにするよう、関係府省・関係都道府県等との連携をし、調査・監視体制を強化し、情報提供を適切に行うこと。
また、野鳥で発生した場合の通行制限や野鳥を見る施設の取扱い、動物園で発生した場合の閉園や家きん以外の鳥類の取扱い等についてルールを明確にすること。
さらに野鳥に関し、周辺国との連携を強化すること。

5. 地方公共団体が家きんへの感染を防止するための消毒ポイントの設置や野鳥の監視等に要した経費について、適切な特別交付税措置を講じること。
6. 発生農場に殺処分を義務付ける以上、速やかな初動を行い感染拡大を防ぐためにも、手当金は全額（現在は、4／5）を基本とすること。また、支払いは早急に行うこと。
7. 移動制限による養鶏農場・養鶉農場等への影響を最小限とするため、新たな発生が確認された場合には、速やかに周辺農場の清浄性確認検査を行い、卵の出荷を早期に再開させるとともに、移動制限区域を縮小すること。
そのため、強毒タイプの高病原性鳥インフルエンザについても、リアルタイムPCRの活用ができるよう、早急に検討・研究を進めること。
8. 移動制限により影響を受けた養鶏農場・養鶉農場等に対する損失の補てんや食鳥処理場等への支援を早急に行うこと。
9. 家きん又は野鳥における本病の発生により影響を受けている農業者や地域の中小企業、中堅・大企業に対して、低利の政策資金を円滑に供給すること。
また、関連事業者に必要な雇用調整助成金を支給すること。
10. 卵や鶏肉・鶉肉等を食べることにより本病が人に感染することはないなど、正確な情報提供を行うとともに、流通段階において「発生地の商品を扱っていない」などの不当な表示が行われないよう、指導すること。
11. 家畜伝染病予防法改正案に高病原性鳥インフルエンザ対策を充実させる見直しを十分に盛り込むこと。

以上